

富士北麓地域避難体制強化支援業務
「公募型プロポーザル方式」公告企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査の上、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和6年5月20日

1 業務の目的

富士山火山防災対策協議会では、令和5年3月に「富士山火山避難基本計画」を策定した。この計画は、いのちを守ることを最優先に暮らしを守ることも最大限に考慮した計画となっている。この計画の実効性を高め、円滑な避難を実現するためには、避難車両による渋滞の発生を抑制する必要がある。多くの市町村では避難を町丁目単位で実施しており、流下範囲が限定的な溶岩流からの避難にあたっては、徒歩での避難に加えて、避難範囲を限定することが効果的と考えられる。

本業務では溶岩流からの避難区分の細分化と、住民や観光客が迅速な避難行動をとることができる避難誘導用補助表示のデザインの検討を行うとともに、避難行動要支援者の避難体制を充実させることで、富士北麓地域の円滑な避難体制の強化と、火山との共生が図られた地域づくりの推進を目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日までとする。

3 業務の内容

「富士北麓地域避難体制強化支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 委託料

予算上限額 金 14,671,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 企画提案に係る日程

- (1) 募 集 開 始 令和6年5月20日(月)
- (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 令和6年5月28日(火)午後5時
- (3) 質 問 票 提 出 期 限 令和6年5月28日(火)午後5時
- (4) 企画提案書提出期限 令和6年6月17日(月)午後5時
- (5) 書 類 審 査 令和6年6月24日(月)実施予定
- (6) 最終審査結果通知 令和6年6月25日(火)発送予定

6 企画提案

企画提案への参加を希望する者(以下「参加者」という。)は、次について記載した企画提案書を提出しなければならない。

- (1) 配置予定担当者の業務実績のうち、官公庁及び地方公共団体からの業務委託で同種業務又は類似業務の受注実績について、当該業務の契約書のうち、「業務名」、「契約者」及び「契約金額」が確認できる箇所及び仕様書全ての写しを提出すること。
- (2) 業務実施体制について、専門的知識を有する者の配置状況について体制図を提出すること。
- (3) ハザードマップや富士山火山避難基本計画、富士北麓地域の特性や課題について、正しく理解し避難対策上の課題を明確に示すこと。
- (4) 避難区分の細分化やハザードサインの検討にあたり、地域の現況データの収集・整理について適切な手法を提案すること。
- (5) 富士山の特性に鑑み、単に火山地域の避難確保計画の事例収集だけでなく、水防法に基づく避難確保計画の事例収集の方針や火山対策へ転用する際の留意点を示すこと。
- (6) 市町村との協議結果を適切に反映し、避難区分の考え方や避難促進施設の優良事例や訓練方法をまとめた資料を作成する適切な整理手法を示すこと。
- (7) 自社のノウハウに基づき、創意工夫した点を提案すること。
- (8) その他、本業務の目的の達成のために必要な事項を提案すること。
- (9) 仕様書の記載事項以外での提案があれば簡潔に記載すること。

7 評価項目及び配点

プロポーザルにおける評価項目及び配点は、審査基準表のとおりとする。

8 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、企画提案応募資格確認申請書(様式1)と宣誓書(様式2)各1部ずつを提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと及び法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

(2) 提出期限

「5 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

(3) 提出場所

防災局防災危機管理課火山防災対策室

・所在地 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田一丁目2-5

富士吉田合同庁舎2階

・メールアドレス kazan@pref.yamanashi.lg.jp

(4) 提出方法

郵便により、期限までに必着のこと。

なお、提出に当たっては、確認のため投函日等を電子メールにより連絡すること。

9 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

防災局防災危機管理課火山防災対策室

・メールアドレス kazan@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和6年5月20日（月）から5月28日（火）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者全てに対し、5月31日（金）までに、電子メールで回答する。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案の公平性を保てないと判断した場合は、回答しないことがある。

(2) 書類審査

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・11部
・A4判両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3判折込可）
・日本語表記で11ポイント以上
・専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、簡潔かつ分かりやすい内容とすること。
- ② 当該業務の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
・見積額は、予算上限額の範囲内とすること。
- ③ 法人等の概要書・・・・・・・・・・・・・・・・11部
・様式は任意とし、役員名簿、会社概要、財務状況等を示すこと。
・事業概要等の紹介パンフレット等がある場合は、添付すること。

イ 提出期限

「5 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

ウ 提出場所

防災局防災危機管理課火山防災対策室

・所在地 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田一丁目2-5

富士吉田合同庁舎2階

・メールアドレス kazan@pref.yamanashi.lg.jp

エ 提出方法

郵送により、期限までに必着のこと。

オ 結果の通知

令和6年6月25日（火）頃に企画提案書類の提出があった者全員に選考結果を書面にて通知する。

10 審査

(1) 選考方法

審査は、企画提案書類による書面審査とし、審査基準表に基づき総合的に判断し、第1位の者を候補者とする。

(2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は、無効とする。

ア 本募集要項に定める手続等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

11 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

なお、評価結果の平均点が70点に満たないときは、契約しないことがある。

(2) 契約保証金

契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

12 契約書

別添契約書（案）のとおり

13 その他

(1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。

(2) 契約を締結するまでの間、「8 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続の停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届（様式4）」によるものとし、企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は、自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

14 問い合わせ先

防災局防災危機管理課火山防災対策室

・メールアドレス kazan@pref.yamanashi.lg.jp